省令

○総務省令第五十三号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十九条第一項ただし書の規定に基づき、行政書士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

総務大臣　石田　真敏

行政書士法施行規則の一部を改正する省令

行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手続及び総務省令で定める者）	（法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手続及び総務省令で定める者）
第二十条　法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手続は、次の各号に定める手続とする。	**第二十条**　法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める手続は、次の各号に定める手続とする。
［一　略］	［一　同上］
二　道路運送車両法第十三条第一項に規定する登録自動車（次項において単に「登録自動車」という。）又は同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車（次項において単に「検査対象軽自動車」という。）であつて、同法第九十四条の五第一項の規定により保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したものについて、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う道路運送車両法第六十二条第一項に規定する継続検査の申請の手続	二　道路運送車両法第十三条第一項に規定する登録自動車であつて、同法第九十四条の五第一項の規定により保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したものについて、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う道路運送車両法第六十二条第一項に規定する継続検査の申請の手続
2　法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める者は、次の各号に定める者とする。	2　法第十九条第一項ただし書に規定する総務省令で定める者は、次の各号に定める者とする。
一　前項第一号の手続　一般社団法人日本自動車販売協会連合会	一　前項第一号の手続については一般社団法人日本自動車販売協会連合会
二　前項第二号の手続　次のイ又はロに掲げる手続の区分に応じ、当該イ又はロに定める者	二　前項第二号の手続については一般社団法人日本自動車販売協会連合会及び一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
イ　登録自動車に係る手続　一般社団法人日本自動車販売協会連合会及び一般社団法人日本自動車整備振興会連合会	
ロ　検査対象軽自動車に係る手続　一般社団法人日本自動車販売協会連合会、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十一年五月七日から施行する。

○文部科学省令第二十号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）第三条第一項第二号及び附則第五条第三項において準用する同令第六条第二号の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

文部科学大臣　柴山　昌彦

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第七条に後段として次のように加える。

この場合において、第二十七条中「第六条第二号」とあるのは「附則第五条第三項において準用する令第六条第二号」と、「五月三十一日」とあるのは「五月三十一日（同月二日から当該年度の末日までの間に経営を開始する法附則第八条第一項各号に掲げる施設（当該施設の設置者が当該施設の管理下における児童について新たに災害共済給付契約を締結するものに限る。）にあつては、その経営を開始した日の属する月の翌月の末日）」と読み替えるものとする。

別表金額の欄中「三七、七〇〇、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇、〇〇〇円」に、「三三、六〇〇、〇〇〇円」を「三六、〇〇〇、〇〇〇円」に、「二九、三〇〇、〇〇〇円」を「三一、四〇〇、〇〇〇円」に、「二五、四〇〇、〇〇〇円」を「二一、八〇〇、〇〇〇円」に、「一七、〇〇〇、〇〇〇円」を「一八、二〇〇、〇〇〇円」に、「一四、一〇〇、〇〇〇円」を「一五、一〇〇、〇〇〇円」に、「一二、七〇〇、〇〇〇円」を「一二、九〇〇、〇〇〇円」に、「九、九〇〇、〇〇〇円」を「一〇、〇〇〇、〇〇〇円」に、「七、四〇〇、〇〇〇円」を「八、〇〇〇、〇〇〇円」に、「五、五〇〇、〇〇〇円」を「六、〇〇〇、〇〇〇円」に、「四、〇〇〇、〇〇〇円」を「四、三〇〇、〇〇〇円」に、「二、九〇〇、〇〇〇円」を「二、一〇〇、〇〇〇円」に、「一、四〇〇、〇〇〇円」を「一、五〇〇、〇〇〇円」に、「八二〇、〇〇〇円」を「八八〇、〇〇〇円」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令別表の規定は、平成三十一年四月一日以後に生じた障害に係る障害見舞金について適用し、同日前に生じた障害に係る障害見舞金については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第七十三号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十七条の二第二項第四号及び第三十七条の四の規定に基づき、保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

厚生労働大臣　根本　匠